

# ハリスツイード協会 ブランド使用規則

## 1. はじめに

HARRIS TWEED ブランドの管理者であるハリスツイード協会 (以下、「HTA」という) は、今後も長年に渡って品質を守っていくために、ブランドの適正使用を徹底する必要があります。当ブランドは 1993 年ハリスツイード法 (以下、「1993 年法」という) と世界各国の登録商標で保護されています。

当ブランドの使用をご検討くださり、誠にありがとうございます。ご使用にあたっては、必ず本ブランド使用規則をお守りくださいますようお願いいたします。

ブランド使用規則の目的：

- a) HARRIS TWEED ブランドの品質を守ること
- b) HARRIS TWEED ではない製品を HARRIS TWEED ブランドとして宣伝したり関連付けたりしないよう徹底すること
- c) 当ブランドの信用を不正に利用したり、弊害をもたらしたりするような使用を避けること

本ブランド使用規則に反した HARRIS TWEED ブランドの使用は認められず、HTA はそのような行為を防ぐために適切な措置を講じる権利を有します。

## 2. HARRIS TWEED ブランド

1993 年法において定められている法律上の定義を満たしていない生地は HARRIS TWEED ではなく、HARRIS TWEED と呼ぶことはできません。すなわち、スコットランドのアウター・ヘブリディーズ諸島で紡ぎ、染められた糸を使い、島の住民が現地で手織りし、アウター・ヘブリディーズ諸島で仕上げられた生地だけが HARRIS TWEED として認められます。

ブランドの主要要素：

- a) HARRIS TWEED の名前
- b) オーブ (Orb) マーク：
- c) 筆記体の書式で書かれた  HARRIS TWEED の文字とマークの組み合わせ：



注：HARRIS TWEED という言葉は、この Orb マークとの組み合わせ以外では筆記表示してはならないものとします。

体の書式で

HARRIS TWEED の名前は必ず正確に使用し、大文字、‘引用符’またはイタリック体などを使って文章内の他の言葉と区別する必要があります。

## **2. HARRIS TWEED ブランド (続き)**

HARRIS TWEED は名詞であり、HARRIS TWEED 生地の説明に関連する場合を除いて、形容詞として使ってはなりません。

Orb マークの使用が認められている場合は、必ず変更や修正なしで使用しなければなりません。

Harris Tweed Orb および Harris Tweed の書体アートワークは、ハリスツイード協会から入手することができます。

[enquiries@harristweed.org](mailto:enquiries@harristweed.org) までメールでお問い合わせください

## **3. ラベルおよびスイングタグ**

HARRIS TWEED のラベルには、ブランドの主要要素が記載されており、規定に従って使用しなければなりません。HARRIS TWEED を含む製品に使用できるのは、HTA が発行した織布ラベルとスイングタグのみです。これらのラベルやスイングタグを複製、変更または加工してはならないものとします。

HARRIS TWEED 生地の最初の購入元となる HARRIS TWEED 工場 (すなわち生産者) が、生地のご購入量に合わせて適切な数のラベルを提供します。代理店、業者または第三者から生地を購入する製品メーカーは、受け取るラベルの数について、自社のサプライヤーと交渉しなければなりません。ラベルを追加で自社生産することはできないものとします。

**a)** あらゆる製品に使用される HTA の織布ラベルは、製品の大きさとそれに使用されている HARRIS TWEED の量に全体として見合ったものでなくてはなりません。実際はそうでないにもかかわらず、ラベルの位置やラベルが目立っていることで、製品がすべて HARRIS TWEED で作られている、あるいは HARRIS TWEED 産業の製品である、あるいは HARRIS TWEED 産業から提供されている製品であると消費者が誤解しないようにしなければなりません。

**b)** 製品の外側に配置する場合、製品の中で HARRIS TWEED の要素/生地が使われている部分だけにラベルを配置しなければなりません。製品メーカーが誰であるのかを (取り外しできるスイングタグではなく) 永久的な方法で特定できるようにするために、あらゆる合理的な努力を行う必要があります。

**c)** 標準ラベル (付録 1 参照) は衣類/アパレル製品にのみ使用できます。スイングタグは製品に HARRIS TWEED 生地が 50% より多く含まれている場合に使用できます。

**d)** 袖ラベルは衣料/アパレル製品の袖の外側にのみ使用できます。スイングタグは製品に HARRIS TWEED 生地が 50% より多く含まれている場合に使用できます。

**e)** 一般用 (GP) ラベル、サイズ A およびサイズ B (B は以前フットウェアラベルとして知られていたものです。付録 1 を参照してください) は、製品のうち最低 600cm<sup>2</sup> (例: 20cm x 30cm、参考として A4 サイズ用紙の大きさ) に HARRIS TWEED が使用されているものに限り使用できます。スイングタグは製品に HARRIS TWEED 生地が 50% より多く含まれている場合に使用できます。

f) アクセサリーまたはシームラベルは、600cm<sup>2</sup> 未満の HARRIS TWEED 生地が使用されているもので、製品表面の 50% 未満が HARRIS TWEED でできている小さな商品に使用できます。このカテゴリに該当する製品の例を付録 2 に記載します。

g) HTA スイングタグは、HARRIS TWEED 生地の使用割合が製品表面の 50% に満たないものには使用できません。

h) HTA の織布ラベルは製品に縫い付けなければなりません。糊付けはできません。

#### 4. HARRIS TWEED を含む製品のネーミングや説明

a) HARRIS TWEED (ボタン、縁取り、裏地は除く) の使用割合が製品表面の 50% を超える場合、その製品を「HARRIS TWEED X」(例：「HARRIS TWEED バッグ」や「HARRIS TWEED ペンケース」)として説明することができます。

b) HARRIS TWEED の使用割合が 50% に満たない製品 (ボタン、裏地、ファスナーは除く) は、「HARRIS TWEED 製品」としてネーミング/説明することはできません。このような場合、HARRIS TWEED 生地が含まれている、あるいは HARRIS TWEED 生地を使用している製品として紹介することはできます (例：「HARRIS TWEED 生地使用のバッグ」、「縁取りに Harris Tweed 生地を使用したペンケース」)。

c) 販売用資料、広告、看板または掲示板はすべて、HTA の承認を受ける必要があります。HARRIS TWEED という言葉や ORB マークを使用できるのは、HARRIS TWEED 生地を含む製品に関連する場合に限りです。

d) HARRIS TWEED だけの販売促進や販売を専門に行うビジネス (以下、「HARRIS TWEED ビジネス」という) である場合を除き、ビジネスでは販売促進に関連して HARRIS TWEED の名前や Orb マークを使用することはできません。HARRIS TWEED ビジネスでは、消費者に対して HARRIS TWEED 製品の販売を行っていない別のビジネスであることを明確に示している場合を除き、他の製品を販売している他のビジネスを消費者に案内したり、その他の形で宣伝したりしてはならないものとします。

e) 書面による明確な許可を得ずに、ビジネスが協会に関連するもの、あるいは協会の承認を受けているビジネスであることを示唆するような形で HARRIS TWEED の名前や Orb マークを使用してはならないものとします。

f) HARRIS TWEED 製品の販売促進に関連して HARRIS TWEED の名前や Orb マークを使用しているビジネスでは、どの製品が HARRIS TWEED を使ったもので、どの製品がそうでないかを明確に示さなければなりません。

g) 製品に HTA とのコラボレーションにより HARRIS TWEED 生地を使用している旨を提示してはならないものとします。

h) ボックスおよびパッケージ：パッケージ内に含まれているひとつまたは複数のアイテムが Harris Tweed 生地を 50% 以上使用して製造されたものである場合、パッケージに「HARRIS TWEED」という言葉は使用できますが、Orb マークは使用できません。

注：本ブランド使用規則は変更されることがあり、HTA は本ブランド使用規則を変更する権利を有します。

[www.harristweed.org](http://www.harristweed.org)

# ハリスツイード協会ラベルスタイル 付録 1

標準ラベル (80 x 80mm)



袖ラベル (80 x 55mm)



一般用ラベル A (60 x 35mm)



一般用ラベル B (50 x 25mm)



スイングタグ (55 x 95 折りたたみ)

表

裏

シームラベル (30 x 15 折りたたみ)



表



裏

アクセサリラベル (28 x 25)



ハリス ツweed  
協会ラベルスタイル  
付録2



- ベルト
- ブックマーク
- ボトルバッグ
- バンティング
- ボタン (パック)
- カード
- 時計
- 犬用/ペット用アクセサリ
- コースター
- イヤーマフ
- メガネケース
- 手袋
- ヘアアクセサリ/ヘッドバンド
- ハット/キャップ
- ヒップフラスク

- ジャーカバー
- 化粧ポーチ
- 携帯電話用アクセサリ/カバー
- マグ/カップ用アクセサリ
- ナプキン
- ペンケース/筆箱
- ピンクッション
- バッグ
- 靴/ブーツ
- ミニバッグ
- テディベア、人形、ぬいぐるみなど
- ティッシュボックス/ケース
- 小物入れ